

寝屋川市低入札価格調査制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、総務部契約課又は上下水道局経営総務課が発注する建設工事（以下「契約課等発注工事」という。）について、寝屋川市低入札価格及び最低制限価格に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか低入札価格調査の実施について必要な事項を定め、もって低入札価格調査の適切な実施に資することを目的とする。

(積算等調査の基準)

第2条 要綱第6条第7項に規定する積算等調査の基準は、別表第1のとおりとする。

(積算等調査の必要資料)

第3条 要綱第6条第7項に規定する資料は、別表第2のとおりとする。

(積算等調査後の対応)

第4条 発注課等の長は、積算等価格調査の結果、落札候補者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、総務部契約課を経て委員会に付議するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

積算等調査の基準

	調査項目・内容	失格判断基準
1	調査資料の提出状況	調査資料が欠落している（調査開始後、寝屋川市から別途請求するものを除く。）場合
2	調査への協力	不適切、不誠実な言動等により、調査に非協力的である場合
3	その価格により入札した理由	調査資料等により、具体的に説明がなされない場合
4	設計数量、材料の品質確保	設計図書等で定める数量、品質、規格を満たしていない場合
5	入札金額の積算内訳	<p>(1) 入札金額の積算内訳となる資料が正しく記載されていない場合</p> <p>(2) 入札時に添付した積算内訳書（中内訳書を含む。）と積算明細書の金額が一致していない場合</p> <p>(3) 積算明細書の内容が違算している場合</p> <p>(4) 積算明細書に添付した寝屋川市の設計書における代価表の金額が正しく反映されていない場合</p> <p>(5) 下請業者の見積額が正しく反映されていない場合</p> <p>(6) 労務単価が法定最低賃金を下回っている場合</p> <p>(7) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に必要となる経費が計上されていない場合</p>
6	その他	前各項に定めるもののほか、適正な工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合

別表 2 (第 3 条関係)

積算等調査の必要資料

	項 目	積算等調査の必要資料
1	誓約事項	低入札価格調査誓約書
2	その価格により入札した理由	入札価格説明書
		積算内訳書
		中内訳書 (直接工事費)
		積算明細書
3	手持工事の状況	手持工事状況一覧表
4	手持資材の状況	使用予定資材一覧表
5	手持機械の状況	使用予定機械一覧表
6	労務者使用の状況	労務者配置予定表
7	下請負契約の予定	予定施工体制調書
8	経営状況	直近の経営事項審査結果通知書
9	その他必要な事項	施工実績
		契約の対象となる現場と事業所、倉庫等の地理的状況
		産業廃棄物等の搬出先、処理体制